様式第4号(第10条関係)

|  |
| --- |
| 水洗便所改造資金融資あっせん取消通知書第　　　　　号　年　　月　　日　　　住所　　氏名　　(金融機関名)　　　　様出雲市上下水道事業管理者　　　　　出雲市水洗便所改造資金融資あっせん規程第10条第1項の規定により、　　　　年　　　月　　　日付け第　　号で決定しました(　　　　　に対する)融資のあっせんを取り消したので通知します。記取消理由　正当な理由なくして着工予定日から1月以内に工事に着手されなかったため。 |

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。